

行田市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、行田市地域公共交通会議（以下「本会議」という。）が実施する行田市地域公共交通計画策定業務委託について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、本市の公共交通に関する必要な調査、需要の分析、課題の抽出及び解決策の設定等を行い、地域にとって望ましい地域公共交通の維持確保を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画を策定する。また、計画策定に必要な議論を実施するため行田市地域公共交通会議の運営支援を実施する。

(委託期間)

第3条 委託期間は次のとおりとする。

令和4年度：契約締結日から令和5年3月31日

令和5年度：契約締結日から令和5年9月30日

2 本業務は、令和4年度から令和5年度にかけて実施するものであり、第6条のスケジュールに基づき令和4年度業務と令和5年度業務に分け、年度単位で契約を締結するものとする。

3 令和4年度の業務は、第5条（1）から（4）まで及び（10）、（11）とする。

(計画の基本事項)

第4条 本業務における基本事項は以下のおとりとする。

(1) 計画区域

行田市全域

(2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年（予定）

(業務内容)

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 現状分析

- 人口動態、観光需要、統計データ等既存資料を活用し、地域の特性を分析する。
- 鉄道、路線バス、タクシー、行田市市内循環バス・行田市デマンドタクシー、スクールバス、自家用有償旅客運送等のあらゆる住民の移動手段の現状について調査分析し、整理する。

(2) 上位・関連計画と本計画の位置づけの整理

○第 6 次行田市総合振興計画や行田市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画における公共交通の位置づけと関連性を整理する。

○上記のほか、本計画と同時期に策定予定の行田市立地適正化計画の内容と連携したものとする。

(3) 公共交通に関する意向調査

○市民アンケート

市民の日常生活における移動実態や公共交通の利用状況、問題点などを把握するためのアンケートを実施する。なお、行田市都市計画課において本計画と同時期に策定する行田市立地適正化計画策定業務で実施するアンケートの内容等と調整を要することがある。

調査方法：郵送による配布・回収

配布想定：2,000 通（住民基本台帳から無作為抽出、宛名ラベルは協議会より提供）

回収想定：回収率 30%

○市内循環バス利用者アンケート

市内循環バスを利用している方に対して、利用実態等を把握するためのアンケートを実施する。

調査方法：聞き取り等

調査対象：全 6 路線

調査規模：平日及び休日の各 1 日

○路線バス利用者アンケート

路線バスを利用している方に対して、利用実態等を把握するためのアンケートを実施する。

調査方法：聞き取り等

調査対象：朝日自動車・吹上線（佐間経由・前谷経由）、国際十王交通・犬塚線

調査規模：平日 1 日

○デマンドタクシー利用者アンケート

デマンドタクシーを利用している方に対して、利用実態等を把握するためのアンケートを実施する。

調査方法：郵送による配布・回収

配布想定：800 通（宛名ラベルは協議会より提供）

回収想定：回収率 30%

○住民意見交換会の開催

公共交通の課題や今後のあり方について、公募等市民との意見交換会を实

施する。実施において課題の解決や計画策定に必要なデータを十分収集できるよう、企画提案において実施方法や実施回数等について提案すること。

(4) 課題の整理

○現状分析や公共交通に関する意向調査等を踏まえて、公共交通に関する課題を以下の視点により分析し、整理する。

- ・人口減少に対応した公共交通網の維持確保
- ・現在の公共交通ネットワークにおける役割分担と適切な運行形態
- ・観光、商業、医療、学校等の拠点を生かした公共交通網の整備
- ・鉄道駅及び周辺の活性化
- ・交通弱者対策
- ・新たな利用促進施策
- ・その他の視点

○第6条のスケジュールに基づき、令和4年度末までに課題をとりまとめ、整理する。

(5) 基本方針の設定

○上記(4)を基に、基本方針を定めるとともに、基本方針に沿った計画目標や、公共交通の将来像を設定する。

○その他、公共交通のあり方や公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

(6) 計画目標達成のための事業等の検討

○計画目標を達成するために実施すべき具体的な主要施策及びその実施主体、事業スケジュール等を定める。

○目標達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

(7) 計画（原案）のとりまとめ

○これまでの内容及び行田市地域公共交通会議での協議結果を踏まえて本計画（原案）を取りまとめる。

(8) パブリックコメントの実施支援

○計画（原案）に関して、広く市民の意見を集約する目的でパブリックコメントの資料作成・意見取りまとめの支援を行う。

(9) 計画（案）の作成

○パブリックコメントの意見を踏まえて、本計画（案）を作成する。

(10) 行田市地域公共交通会議の運営支援

○行田市地域公共交通会議で計画の内容を協議又は報告するために必要な資料及び議事録を作成するなどの運営支援を行う。

(11) 打合せ

○業務遂行に必要な打合せを適宜実施し、会議録を作成する。打合せ場所は、行田市役所を基本とし、協議により変更できる。

○その他、スムーズな意思疎通を図り業務の手戻りを防ぐため、電話、メール等で随時打合せを実施すること。

(スケジュール)

第6条 計画策定までのスケジュールについては、別紙のとおりとする。

(成果品)

第7条 本業務における主な納入成果品は次のとおりとする。

(1) 令和4年度

①第5条(1)から(4)までに係る報告書(国庫補助金申請における実績報告書として提出するための定量的な目標・指標案を含む)

②その他、本業務において作成及び使用した各種資料等一式

※上記はすべて電子媒体(CD-R)での納品とする

(2) 令和5年度

①行田市地域公共交通計画書

②業務報告書

③その他、本業務において作成及び使用した各種資料等一式

※上記はすべて電子媒体(CD-R)での納品とする

(その他)

第8条 委託業務の遂行に当たっては、本市担当者と緊密に連携・協議し、行うものとする。

2 受託者は、本業務を遂行するにあたり、専門的知識を有する業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を履行させるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する業務担当者を配置させるものとする。

3 委託を受けた業務については、第三者に譲渡してはならない。

4 受託者は、本業務の履行に伴い知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間満了後又は解除後も同様とする。

5 その他、本仕様書に定めのない事項については、行田市委託契約約款によるものとする。

